

要 望 書

全国市議会議長会は、平成21年度建設運輸対策について別紙のとおり議決いたしましたので、政府並びに国会におかれましては、特段のご配慮を賜りますようお願いいたします。

平成20年7月

全 国 市 議 会 議 長 会
会 長 藤 田 博 之
(広島市議会議長)

全国市議会議長会建設運輸委員会
委員 長 木 村 正 義
(渋谷区議会議長)

目 次

1. 自然災害対策の推進について……………	1
1. 地震・津波対策について……………	1
2. 治水対策について……………	2
3. 雪害対策について……………	2
4. 災害復興支援について……………	2
2. 交通ネットワーク整備の推進について……………	4
1. 道路整備の促進について……………	4
2. 新幹線鉄道の整備促進について……………	5
3. 地域公共交通の活性化及び再生の推進について……………	6
4. 空港整備の推進について……………	6
5. 港湾整備等の推進について……………	7
6. 公共交通の総合的な安全対策について……………	7
3. 都市基盤整備の推進について……………	8
1. 中心市街地活性化の推進について……………	8
2. 下水道整備の推進について……………	8
3. 都市公園等の整備推進について……………	9
4. 情報通信施策について……………	9
4. 観光立国の推進について……………	10

1. 自然災害対策の推進について

先般の平成20年岩手・宮城内陸地震や梅雨前線による豪雨など自然災害が相次ぐ中、住民が安心して生活できる地域を実現するため、大規模な自然災害対策の更なる充実・強化が急務の課題である。

よって、国におかれては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1. 地震・津波対策について

- (1) 地震防災対策の各法律に基づく地震・津波対策について、各種施策の早期具現化を図るとともに、財政措置など支援制度の拡充強化を図ること。
- (2) 災害発生時において、迅速な情報収集・提供を図る各種情報通信手段を確保するとともに、避難所等となる公共施設や緊急輸送の役割を担う道路、空港、港湾等の耐震化をより一層推進すること。
- (3) 住宅・建築物等の耐震診断及び耐震改修に対する財政措置の充実強化を図ること。

また、倒壊の危険性がある住宅の取り壊しに係る更地への税制上の特例措置を講じること。

2. 治水対策について

- (1) 集中豪雨の頻発や台風被害を踏まえ、災害に対する安全度を確実かつ早期に向上させるため、ハード・ソフトの連携による効率的かつ重点的な水害・土砂災害対策を図るとともに、必要な予算を確保す

ること。

また、土砂災害危険箇所等に立地する避難場所等については早急な対策を講じること。

- (2) 「豪雨災害対策緊急アクションプラン」に基づく各種施策の早期具現化を図ること。
- (3) 急傾斜地崩壊対策事業の着実な推進を図るため、必要な予算を確保すること。

3. 雪害対策について

- (1) 冬期の道路交通の確保のため、道路の除雪・防雪・凍雪害防止事業を推進するとともに、豪雪時の除排雪経費等の急増に対して、財政措置の充実強化を図ること。
- (2) 豪雪地帯における安全・安心な地域づくりに資するため、克雪住宅の普及を図るとともに、福祉施策と連携した冬期居住施設等の整備促進を図ること。

4. 災害復興支援について

- (1) 「被災者生活再建支援法の一部を改正する法律」に基づく支援を積極的に推進するとともに、被害認定基準の改善など運用面での整備を図ること。
- (2) 災害救助法に基づく「住宅応急修理制度」については、早期に同法から分離し、独自の制度として確立すること。
- (3) 被災住宅の再建を支援する住宅再建共済制度を創設すること。
- (4) 「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づく災害援護資金について、要件の緩和を図ること。

(5) 災害復旧は国の責務であることから、国の負担割合を現行の2分の1から引き上げること。

2. 交通ネットワーク整備の推進について

道路、鉄道、空港、港湾などの交通ネットワークは、住民生活や地域の経済、社会、産業を支える最も重要な社会基盤である。

地域格差の是正及び均衡ある発展、さらには救急医療や災害に備えるうえから、より一層の整備促進を図る必要がある。

よって、国におかれては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1. 道路整備の促進について

- (1) 道路特定財源の一般財源化に当たっては、現在、地方に対し道路整備財源として措置されている暫定税率分を含めた地方税、譲与税、地方道路整備臨時交付金及び国庫補助負担金の財源総額を全額保証するとともに、大幅に遅れている地方の道路整備の状況に鑑み、地方道路整備財源の充実強化を図ること。
- (2) 今回の暫定税率の失効に伴い地方の歳入欠陥に対しては、速やかに国の責任において万全な補填措置を講じること。
- (3) 高速自動車国道の整備計画区間については、早期完成を図るとともに、高規格幹線道路網の早期実現を図ること。

- (4) 高速道路と一体となって道路交通体系を成す地域高規格道路の整備を推進すること。
- (5) 一般国道の慢性的な交通混雑の解消等を図るため、バイパス、環状道路の整備や拡幅整備を促進すること。
- (6) 高速道路の利便性向上及びネットワークの効率的活用を図るため、弾力的な料金設定を行うとともに、スマート I C の整備を積極的に推進すること。
また、救命救急医療における搬送時間の短縮を図るため、高速道路と病院を最短距離で結ぶ救急車退出路の設置を促進すること。

2. 新幹線鉄道の整備促進について

- (1) 基本計画については、早期に整備計画を決定し、全国新幹線鉄道網の早期実現を図ること。
- (2) 整備新幹線の未着工区間については、整備スケジュールを明確化し、全線フル規格での一日も早い認可・着工と早期完成を図ること。
また、公共事業費の重点配分による建設財源を確保するとともに、地方負担に対する財政措置の充実強化を図ること。
- (3) 新幹線と在来線間の直通運転を可能とするフリーゲージトレイン(軌間可変電車)の技術開発を推進すること。
- (4) 超電導リニア(超電導磁気浮上式鉄道)の技術開発を促進するとともに、リニア中央新幹線の早期実現を図ること。
- (5) 並行在来線の経営が成り立つよう、J R から譲渡

される鉄道資産については、その取得等に対する財政措置を講じること。

3. 地域公共交通の活性化及び再生の推進について

地域公共交通の活性化・再生の取組みについて、必要な財源を確保するとともに、税制上の特例措置や地方財政措置などの各種支援の強化を行うこと。

4. 空港整備の推進について

- (1) 一般空港等においては、滑走路の新設・延長等を推進するとともに、既存施設の機能保持を図ること。
- (2) 空港施設の安全確保及び周辺環境の保全に万全の対策を講じること。
- (3) 空港へ連絡する鉄道、道路の整備など空港への交通アクセス強化を図ること。
- (4) 離島の航空輸送の維持確保を図るため、離島路線の拡充強化、航空機の購入費・運航費等に対する財政措置の充実を図るとともに、「離島空路整備法」(仮称)を制定すること。

5. 港湾整備等の推進について

- (1) 国際競争力の強化や地域経済の活性化を支援するため、国際港湾の機能強化、準国内物流システムの構築等、総合的な物流基盤施設の整備を推進すること。
- (2) 循環型社会の実現を図るため、広域的なリサイクル施設の立地に対応したリサイクルポートなど港湾を核とした静脈物流システムの構築や廃棄物海

面処分場の整備を促進すること。

6. 公共交通の総合的な安全対策について

陸・海・空の公共交通における輸送の安全を確保し、事故を未然に防止するため、自動車、鉄道、船舶、航空の各分野において、安全管理の体制を構築するとともに、運輸安全マネジメント評価など公共交通の総合的な安全対策を一層推進すること。

3. 都市基盤整備の推進について

地域住民に快適で豊かな生活環境を提供する都市基盤の整備は、安全性や利便性の観点から、計画的かつ着実な推進が必要である。

よって、国におかれては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1. 中心市街地活性化の推進について

地域の中核を担う中心市街地の早期再興を図るため、「中心市街地の活性化に関する法律」に基づく中心市街地活性化への取組みについて、制度要件の緩和、財政措置などの各種支援の充実強化を図ること。

2. 下水道整備の推進について

良好な住環境の整備に資する下水道の普及促進を図るため、普及が立ち遅れている地域の下水道整備を推進すること。

また、構造面での耐震化を図るとともに、下水道施設等を活用した浸水・積雪対策を推進すること。

3. 都市公園等の整備推進について

豊かな居住環境の形成を図るため、都市公園の整備、都市緑化、緑地保全の推進及び機能の充実を図ること。

4. 情報通信施策について

(1) 地上デジタルテレビ放送の完全移行に伴い、新たに受信設備の設置が必要となることから、低所得者に対する視聴対策を講じること。

また、辺地共聴施設のデジタル化改修等に対する支援制度の拡充を図ること。

(2) 離島地域における情報格差解消のため、高度情報通信ネットワーク環境の整備を図ること。

4. 観光立国の推進について

観光は、地域経済の活性化、地域の交流人口や雇用の拡大、国際相互理解の促進など幅広い意義を持つことから、観光立国の実現に向けた振興施策を推進する必要がある。

よって、国におかれては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1. 「観光立国推進基本法」に基づく「観光立国推進基本計画」の各種施策を積極的に推進すること。
2. 名所・旧跡に限ることなく、地域が持つ魅力を向上させ、観光に活用する「一地域一観光」を推進すること。
3. 地元自治体など観光関係者が行う観光を軸とした良好な地域づくりに対し、ソフト・ハード両面による総合的な支援を行うこと。
4. 観光旅行者の来訪促進に必要な交通網の整備を推進し、観光地へのアクセス強化を図るとともに、観光旅行者が安心して一人歩きできる案内標識等観光情報提供システムの構築を図ること。
5. 外国人観光旅行者の来訪促進を図るため、入国手続きの円滑化を図ること。